

# 憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改憲阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2025年6月23日(月)

NO. 1589号

本号3頁

## 任期延長改憲で自民内に温度差 骨子案、参院「了承せず」

18日、今国会最後の参院憲法審査会が開催されました。テーマは「国民投票法」等についてでした。それぞれの立場から「広報委員会」等、「国民投票法」等について意見が出されました。しかし、1週間前の衆院憲法審査会の前幹事懇談会で出された、「五会派の幹事、オブザーバーによる」国会機能維持条項の骨子案について、何名の委員から厳しく批判する発言が続きました。緊急時の国会議員任期延長に関する憲法改正を巡り、自民党の両院での違いが明確になりました。

骨子案は、「選挙困難事態」の認定要件を、自然災害や感染症のまん延、武力攻撃、テロや内乱などで国政選挙が困難と認められたときに適用する、適用された場合、国会議員の任期を延長後の選挙期日の前日まで延長するとし、参院の緊急集会の機能拡充も盛り込んでいます。議員の国会登院が難しいときはオンライン出席も可能と明記しました。

その衆院審査会では、骨子案を提出した自民党の船田元氏は、幹事会のあとの衆議院憲法審査会で「より条文に近い形に深掘りしたものであり、次のステップに向けた大きな前進だ。議論を深め、改正原案に近づけていきたい」と述べました。

この「骨子案」について、参院審査会では自民党の若林洋平委員は、「我が会派は、骨子案は実現本部で提示されたものではなく、了承されたという事実はなく、あくまで衆議院側の幹事、オブザーバー五名のものと理解をしております」と、批判しました。

立憲民主党の熊谷裕人委員は、「そもそも衆議院会派の中でオーソライズされた案なのかが明確になっていない点の一つ、そして、他の党、会派の状況に関して口を出す立場ではないことは重々承知しておりますが、提出された会派において衆議院と参議院の間でしっかりとした議論が積み重ねられ、党、会派として合意が取れた上で提出されているものか」と、骨子案が各会派の衆院・参院で合意されたものか疑問を感じる。船田氏は、『次のステップに向けた大きな前進』と発言したが、参院での議論を否定し、参院を否定するものである」と批判しました。社民党の福島みずほ委員も、「そもそも、参議院自民党及び公明党の憲法審査会の発言と全く違うものです。衆議院憲法審査会五会派が憲法改正についての骨子案をこのように提出したことに強く抗議をします」と、厳しく「骨子案」と提示した5名を批判しました。

### 「骨子案」は各会派で合意されたものでなく、

### 「衆議院の現場の幹事、オブザーバーで決定をした」(船田氏)

このようにむ「骨子案」は自民党を始め、改憲5会派それぞれで合意されたものでなく、「五会派の幹事、オブザーバーによる国会機能維持条項の骨子案」との名のように、「5名による」提案であったことが明確になりました。衆院憲法審査会で、れいわの大石委員は、「出されてきたやつ、これなんですけれども、こんなもの、生煮えで出してきた、本当にばかさ加減が露呈していますからね」と批判しましたが、まさに「骨子案」をその通りのものでした。

ちなみに、続けて船田氏に「それで、お伺いします。幹事会でも私は聞きましたが、自民党の田幹事、これを出されましたけれども、結局、党内手続は取れなかったんですね。これは会派としての意見でよろしいですか」と質問しました。これに、船田氏は、「参議院の方で、緊急集会の射程について、あるいはその権限について意見の食い違いが若干ございましたので、そういう意味で、今回は、衆議院の現場の幹事、オブザーバーで決定をした、そういう合意の内容という形で、念のための措置をいたしました」と答えました。

## **衆院の財金委員長解任、現憲法下で初めて**

自民党の井林辰憲・衆院財務金融委員長の解任決議が18日の衆院本会議で、立憲、維新の会、国民民主、共産党などの賛成多数で可決しました。井林氏がガソリン税の旧暫定税率廃止法案の審議に応じなかったためです。衆院は自民、公明両党が少数与党。野党がまとまり「数の力」を示しました。

自民、公明両党などは反対しました。賛成が237票、反対が221票でした。衆院によると、現行憲法下で常任委員長の解任決議が可決されたのは初めてです。さらに、後任の委員長選で立憲の阿久津幸彦氏が選出されました。

衆院財金委員会は同日、新委員長のもとで19日に法案の審議を始めると決めました。

決議案は立民、維新、国民民主、参政、日本保守、社民の6党が共同提出。野党6党に共産党を加えた7党は11日、旧暫定税率を7月から廃止する法案を共同提出し、審議入りを求めました。

与党はガソリンスタンドなどの現場の混乱や代替財源がないといった理由で審議入りに反対しました。井林氏は法案を扱う衆院財金委の与野党の筆頭理事同士で協議するよう促していました。

立憲の稲富修二衆院議員は18日の衆院本会議で「井林氏は委員会を開催せず、法案を審議拒否する与党に加担した。任にあらずと言わざるをえない」と批判しました。

井林氏は本会議後、記者団に「少数会派の意見を丁寧に聞くことを心がけてきた。解任決議案を出されたのは非常に暴力的だ」と語りました。自民党の坂本哲志国会対策委員長は17日に「委員長の判断に何ら瑕疵はない」と主張していました。

2024年衆院選で自公が過半数を下回りました。野党の協力を得なければ予算や法律を成立させることができません。野党がまとまれば法案や決議案を可決できる状態です。それでも野党は主張や戦略がさまざまに足並みをそろえることが難しく、今国会でなかなか数の力を示せずにいました。

今回の解任決議の可決によって少数与党の政権運営の難しさが浮き彫りになりました。野党が内閣不信任決議案の賛成で一致できれば、石破茂首相は10日以内に内閣総辞職か衆院解散を選択しなければなりません。

今の憲法下で初めて衆院の委員長が解任された背景には野党の終盤国会戦略も影響しています。

立民、維新、国民民主、共産4党の国対委員長による17日の会談で、共産党は解任決議案ではなく、内閣不信任案を提出すべきだと主張。立民は内閣不信任案の提出について慎重に判断する姿勢を崩しておらず、初の委員長解任にいたりました。

夏の参院選後も衆院の議席構成は基本的に変わりません。自公は野党に配慮した国会対策や、連立政権の枠組みの拡大などを強いられるとの見方もあります。

## **選択的夫婦別姓 野党提出法案 今国会採決見送り継続審議へ**

選択的夫婦別姓をめぐって、野党側が提出した3つの法案について、18日開かれた衆議院法務委員会の理事会で、与野党は、いずれも可決の見通しが立っていないことから、今の国会での採決を見送り、継続審議とする方向で調整を進めることになりました。

立憲は他の野党とも調整し、「できる限り速やかに、合意を得ることを目指し、継続となるこれらの法案を今秋の臨時国会において審議する」との文案を提示しました。

選択的夫婦別姓をめぐるのは、立憲民主党と国民民主党が、それぞれ制度の導入に向けた民法の改正案を、日本維新の会が、制度の導入ではなく旧姓の通称使用の拡大に向けた法案を提出し、衆議院法務委員会で審議が行われています。

ただ、内容や審議の進め方などをめぐって、各党の間で意見の隔たりが埋まっておらず、いずれも可決の見通しは立っていません。

このため、18日の理事会で与野党が対応を協議した結果、今の国会での採決を見送り、継続審議とする方向で調整を進めることになりました。

そして理事会として次の国会以降の審議の進め方などを文書で申し合わせるため、与野党の筆頭理事を中心に文言を調整することになりました。

## **再審法改正案提出も審議入りは見送り 自公維が加わらず**

刑事裁判をやり直す「再審制度」を見直すために超党派の議員連盟がまとめた再審法改正案が提出されました。ただ議連メンバーの自民、公明、維新は提出に加わりませんでした。

新たなえん罪事件を防ぐため、自民・公明の与党と、立憲・維新の会などの野党で作る超党派の議連が再審法改正案をまとめていました。

改正案では、▼再審請求をした側から証拠の開示請求があった場合、裁判所は原則として検察に開示を命じなければならないとする規定のほか、▼再審開始決定に対する検察の抗告の禁止などが盛り込まれています。



この改正案は超党派で提出される予定でしたが、自民党内で意見が割れたことなどから、自民、公明、維新の3党は提出に加わらず、立憲民主党などの野党によって提出されました。

## **参政党の“衣の下に鎧” 姿明らかに 天皇制国家復活めざす**

参政党の神谷宗幣代表は都議選告示第一声（13日）で、都民税や消費税の減税、中小企業支援策で市民の心情に訴える場面もあった一方、「選択的夫婦別姓反対」や日の丸・君が代強制の石原慎太郎時代の都政を持ち上げました。“衣の下に鎧”とばかりに、経済政策の下に右翼的主張をのばせています。

神谷氏は「われわれは外国人差別、外国人排斥ではない」と言いつつ「漠然とした不安」を強調し、政策では「外国人への生活保護支給停止」と外国人への嫌悪をあおり、「LGBT理解増進法を撤回し、同性婚に反対する」とします。なかでも同党の「創憲チーム」による「新日本憲法」（構想案）は、大日本帝国憲法（明治憲法）の復活を想起させる復古的内容となっています。

第1条で「日本は天皇のしらす（治める）君民一体の国家」と規定。統治権の主体は天皇とされ「国民主権」は否定されています。3条は「天皇は…神聖な存在として侵してはならない」と明治憲法の「神聖にして侵すべからず」と全く同じです。天皇が統治し国民は天皇を敬慕する家族国家が「国体」「国柄」とあるとされ（前文など）、天皇が元号を決め、「君が代」を国歌、「日章旗」を国旗と定めます。

平和主義の「章」は存在せず、「自衛のための軍隊」の保持を明記。国民には「日本をまもる義務」が課され徴兵制につながります。

自由と「権理」という文言はありますが「基本的人権」の言葉はなく、教育では「教育勅語」などの歴代の詔勅や神話を教えることを義務付け。「家族は社会の基礎」とされ、婚姻は「男女の結合を基礎」とし性的マイノリティーの権利は排斥。「夫婦の氏を同じくすることを要する」と夫婦同姓が憲法上「強制」されます。外国人の参政権などは否定されます。

参政党の根本目的は、戦前の国家体制の復活にあるようです。